「感無量です」フ年ぶりの投票。

緒の投票はいかがでしたか? 7月の参院選、お嬢さんの匠さんとご一

名兒耶 無量です。娘も「うれしい」と言っていました

たのですか? られた時、選挙権がなくなるのは承知の上だっ

名兒耶 てとらえているんですね。これは自分で何とか 実のことになると、これはおかしいと思ったわ 票していたのが、 けです。それで、障がい者の団体の人などに話 きないか、それだけです。それなのに、関係な せんでした。要するに財産の管理ができるかで になるときも、裁判所で「選挙に行かれなくな ていたのですね。ところが、26年間も一緒に投 しないといけないな、と思うようになりました。 とおっしゃる。でも、どこかクールに、よそ事とし してみると、皆さん「そうだ、それはおかしい」 い選挙権がパッと、事実上、はく奪された。現 りますが、よいですか?」という確認もありま ということで現実になった。もともと、後見人 ええ。でも、単なる知識として理解し 投票はがきがこなくなった、

2007年に匠さんの成年後見人にな 7年ぶりに一緒に行ってきました。感 成年被後見人選挙権訴訟原告の父親 選挙権訴訟の主任弁護人 弁護士

行きたい、との思いで訴訟に踏み切った不当で憲法違反だ――再び娘と一緒に選挙に成年後見人が付いただけで選挙権が失われるのは

になったとうかがいましたが? 匠さんの言葉が訴訟を決意するきっかけ

のは、 名兒耶 いうのは、 杉浦 は非常に難しい。それと同時に、私が名兒耶さ 純粋に違憲かどうかを争う裁判で勝つというの すが、勝訴する確率は10%前後です。そのうち ショックを受けました。それで、以前から存じ 然、「成年後見なんか、なきゃいいんだ」とぽつ んの思い、当事者の気持ちをちゃんと分かって いうのは年間2000件ぐらい起こされるので 上げていた杉浦さんにお話をしたわけです。 るから」という意味ですね。それで、ガーンと んと言ったんです。 ほぼ勝ち目がないんですね。行政訴訟と 最初、すぐに踏み切れませんでした。と 2年ぐらい経ってでしょうか、娘が突 国を相手取って法律が違憲だと争う 「そうすれば、選挙に行け

名兒耶 か?」と聞いたら、 もうだめかなと思って「どうです 「やはり、裁判でしか方法

いなかったのだと思います。

奮闘した公明党の北側一雄副代表。その訴えに心動かされて公職選挙法改正に弁護士・杉浦ひとみさん。父親・名兒耶清吉さんと 法改正を実現させた闘いを振り返った。わずか70日余りで

がないから、やりまし

杉浦 挙権の能力について、それを借用して判断して では財産管理の能力を基準にしているのに、選 に、仮に能力が必要だとしても、成年後見制度 議員がその能力の線引きをするのはおかしいだ どんなものか。誰も判断できないじゃないか」 てみると「選挙権を行使するに必要な能力とは ろうということに考えが行き着きました。さら と思い至りました。しかも、私たちが選ぶ国会



意することができました。それが5月の連休明 終的には自民党内も理解を示して自公間で合

け。7月の参院選に間に合わせるには、周知期

とのある方が少ないのではないか、ということ

なごや・せいきち

1931 年東京出身。成年被後見人選挙

いいんだ」 選挙権がはく奪。 権訴訟の原告・名兒耶匠(たくみ)さん の父親。障がい者を支援する「NPO法 人おおぞら」理事長。

その言葉に、訴訟を決意 としては地裁段階での違憲判決に控訴しなかっ

残

「成年後見なんか、

なきや

娘がポツンと言った。

ていること自体、立法府に身を置いている人

政治家として本当に申し訳ない、とまず思

26年も投票してきたのに、

いる。 議員立法でやるしかありません。とすれば「こ す。大きい党ですから、非常に理解を示す人も ればならない。これが一番苦労したところで れはやらなきゃだめだ」と自民党を説得しなけ いれば、秩序の維持ということにこだわる人も 政府が控訴した段階で、もうこれは法改正を

名兒耶 とかです ね。 不正誘導につながりかねない、

杉浦

今、北側さんのお話を聞いて私がハッと

したのですが、

国会議員や裁判所が抽象論でし

法律、公職選挙法を変えなければならない、と ずにいたことを私たち政治家が反省して、この せん。それなのにそれまで問題意識を強く持て ついて政治家はもっとも敏感でなければいけま は議会制民主主義の根幹にある話です。これに

しかも、誰に選挙権があるかないかというの

実際にお会いして強く思いました。

杉浦 という意見もあったそうですね。 能力ごとにできる行為を分ける、

北側 年後見制度を利用されている方に限ったですよ。選挙の公正といっても、それは成 ことではありません。自公のプロジェク トチームでの議論は紛糾しましたが、最 ええ。でも、 実務的には無理なの

名兒耶

私が、今回のことで一番感じたのは、

なかったんですね。

あるのです」と見えるように示さなくてはいけ

のではないか。理屈だけでなく、

「この現状が

かとらえられなかった責任は実は私たちにある

で、障がいがある人の実際の生活、姿を見たこ 失礼ですが、国会議員、官僚、法曹界の方々

> 覆せないと思いました。ですから、 控訴すべきではないし、控訴してもこの判決は です。ご存じだったら、あの公職選挙法の第11 きたす、というような理由でしたが。 たことはないとか、統一外の地方選挙で混乱を 事な判決だと思いました。これは、政府として を規定)はもとよりなかったと思います。 条1項1号(成年被後見人の選挙権がないこと 私は東京地裁の判決文を読んでみて、 控訴した。政府 念ながら政府は す。しかし、 働きかけたので を断念するよう 政府に控訴

> > 27日に成立させることができました。

わずか70日余りのスピード改正でしたが、

挙前の終盤国会は荒れることが多いのですが

もよびかけて、共同提出したのが5月17日。

選

せんから、あまり時間がない。野党の皆さんに 間も考えると5月中に法律を通さないといけま

衆参ともの全会一致に感激

耶さんもいらっしゃいました。いかがでした? 取り戻されました。27日の参院本会議には名兒 と党内の皆が決意していました。全国13万 めて、なんとしても参院選に間に合わせよう、 と一緒に選挙に行きたい」という思いを受け止 兒耶さんの「自分が元気なうちにもう一度、

6000人余りの成年被後見人の方の選挙権が

ず、全員が賛成票を投じた。ただの1票の反対 名兒耶 「賛成178、反対0」が出た。与党、野党問わ 何か夢を見ているようでした。パッと



護士。社会的弱者の人権分野に重きをお

いた訴訟を数多く手がけている。

すぎうら・ひとみ 1956年愛知県出身。中央大学卒業。弁

者もないということに、すごく感激しました。 ということを知って、ああ、こちらの気

たから、その原告の方々に訴訟を維持する負担 名兒耶さんも含め4つの同種の訴訟がありまし 挙権を回復させたのに、政府は控訴を取り下 をかける。 ませんでした。訴訟自体が無意味です。また、 はありません。立法府が法改正して選

杉浦 でには、何度も調整をお願いしました。ず かと、北側さんにお願いしました。最終解決ま んしつこく。 それで、これはなんとかならないだろう (**笑**)

杉浦

ですね。ですから、衆議院、参議院とも満場一致

という画期的な結果が出るとは想定外でした。

もともと提訴の段階では、やはりこれは

認識を持っていましたし、一枚岩という印象で

そうですね。公明党の皆さんは十分な

す。他の党は、党を挙げてという感じはなかった

やっていただきました。

て素地もあったと思いますが、

非常にがっちり

成年後見制度のプロジェクトチームをやってき

公明党は問題に対する理解もあったし、

持ちをくんでいただいているのだと分か

り、非常に信頼できる党だと思いました。

名兒耶さんも東京地裁の陳述で「自分の命があ 最高裁まで行く事案だろうと思っていました。

方々に選挙権があることを国が確認するという 当幹部にも何度も来てもらいました。原告の させるべきだと話をして、法務省・総務省の担 ていました。官邸に対してこの訴訟は早く終結 京都の弁護士さんからも連絡をいただい

やっていただいたと思っています。政府の控訴

んでした。公明党さんには本当に誠意を持って

を止めようと、北側さんが首相官邸に行かれた

で、そんなに早く解決できるとは思っていませ

う」とおっしゃっていましたが、この種のもの る間に、(親子) 3人で選挙には行けないだろ

政治家が深刻に受け止め、 たことに申 し訳ないと思った。

言等について弁

させるため、

文

ことを大前提に して訴訟を終結

護団と政府側の

変えようとしなか

つ

お会い

して、「なぜ、この人に選挙権がないのか」と。

杉浦 できました。

きたがわ・かずお 1953年大阪府出身。創価大学卒業。弁 護士。1990年衆院初当選。以来当選 7回。国土交通相など歴任。

実は話は法改正で終わった訳で 非常に信頼できる党だと思いました。 誠意をもってやっていただいた。 気持ちをくんでいただき

北側 あの東京地贯り引きたちがいらっしゃいました。 科書にも載るのではないでしょうか。 あの東京地裁の判決は、今後の憲法の教

多様な意見 ッチできる能力を

名兒耶 下げなかったのは憤りを感じています う気分でした。ただ、国が最後まで控訴を取り 和解になったときには、やれやれと

です 北側 おかしいですよね。まったく役人の論理

どんな問題でもこのようになるかというと、 杉浦 発揮していくのが政治家の役割だと思います。 北側 杉浦 改正がすごく推進されました。でも、誰でも、 ギャップがあります。そこにきちんと政治力を と行政、いわゆる霞が関の論理には、 接触れる中で感じていること、考えていること 持っているというのが、初めて分かりました。 内閣が国会というか政党に支持されてできて かなか声が届かないのではと思いました。 るのに、内閣が動かしている役所は別な考えを 今回、公明党さんとかかわることで、 この問題だけではなく、 そこがすごく抵抗勢力になりましたね。 政治が国民と直 いつも な 法

北側 力を政党は持たなければならないと思います。 してしつかりキャッチしていく。そういう能力、 多様な国民の声に対して、アンテナを高

参院選(7月21日実施)に間に合わせることが た。それが7月17日(京都は18日)。ぎりぎり 間に立って調整をして何とか和解ができまし 最後の収め方としては一番良い方向で収

学者さんや憲法の本を書き換えられた学者さん てから、説を変えて意見書を書いてくださった められたと思います。実はこの裁判が起こされ

21

選挙権回復までの経過

2000年4月 従来の「禁治産制度」に代わり成年後見制度がスタート。「後見人」がついた場合、選挙権がなくなる規定はそのまま残る07年2月 名兒耶清吉さんが匠さんの成年後見人になる。匠さんは選挙権を失う

10 年 12 月 公明党が「成年後見制度促進 P T」を設置 言えます。

を張って「日本はもっと速くやりましたよ」と

11年2月 名兒耶さん、匠さんを原告に裁判 に踏み切る

12 年7月 党PTが成年後見制度利用促進法 案の要綱骨子を発表。制度利用が低調な理由 として被後見人の選挙権喪失を指摘し、政府 に対応求める

13年3月14日 東京地裁が成年被後見人が 選挙権を喪失するとした公選法の規定を違憲 とする判決

3月19日午前 山口代表、早期の法改正に

向けて、「早く与党合意をま とめ、法案提出に結びつけ たい」と表明=写真

3月19日 公明党の合同 部会(政治改革本部、総務 部会、成年後見制度促進

PT) で、名兒耶さんらが公選法の早期見直しと国の控訴断念を要請。控訴断念を政府に求めることと法改正を確認

3月26日 党政治改革本部の北側一雄本部 長らが政府に控訴断念を求める

3月27日 政府が東京地裁の違憲判決を不服として東京高裁に控訴

4月9日 自公両党が「成年被後見人と選挙権に関するPT」を設置

5月17日 与野党が成年被後見人に選挙権を 付与する公職選挙法改正案を衆院に提出

5月27日 改正公選法が成立

6月30日 改正公選法が施行

7月 17日 国と名兒耶さん和解成立。同種訴訟のさいたま地裁、京都地裁、札幌地裁(18日)でも和解成立



改正法成立を受け、 北側副代表(左)、大 口善徳衆院議員(そ の右)に謝意を伝え る名兒耶匠さん (5月27日)

参院選までに間に合わせようと皆が決意。 だという判決が出されました。 本と同 杉浦 とです。 能力制限している法律があったのですが、 お手本として例に挙げていましたが、今度は胸 年かかりました。 !じように選挙権を他 ところで、 違憲判決後、 オーストリアにもか 私たちは裁判で、この国を 法律が改正されるまでに !の制度を借用して 1987年のこ かつて、 違憲 H の理念のもと、 6

名兒耶さんの思 いをしっ か り受け め 姿を知らない 法曹界が あの条項はなかったと思う。 0) 北 2 側 0 年後見制度は、 障が 年。 のでは 従来の禁治産制度の反省 5 があ スタートしたの る人の

見制度そのものの課題もあるでしょう。 さまざまなものが残っています。また、 典型が公職選挙法の選挙権の問題です。 いぶやったのですが、 資格などを取得できない欠格条項の見直しもだ をしていきましょうというノーマライゼーション いては我が党の大口 障がい者も健常者も同じように社会生活 護する、というだけではありません。 た方々の能力をできるだけ発揮しても 上に立ってできました。それは財産を保 スタートした。 残されたものもあり、 (善徳衆院議員) その際に、 さん 成年後 公的な これに その そう

を聞かせてください。ところで取り組んでいますので、是非、ご意見

%

ビスが良い

制

限

も大き

l

かりやすい選挙めざしたい。

考える必要がある。

いて、 杉浦 動のスタートにしたいと思っています 選挙制度、 は、これをきっかけにして、 ていくことが必要です。 を付けるようにするなど、 くらいを占めています。 補助という類型もありますが、後見が もっと適切に、 実は本人の自由をすごく制限してい 成年後見については、 理解して投票できる選挙に向け 必要なところだけサポー 選挙権の問題について サービスが良いようで 制度の使い方を変え もっと分かりやす 後 見 0) ほ か た運 80 ま % ١

れば良 名兒耶 とることのできるのは東京法務局だけです。 登記事項 てくれるようにして欲しいなと思っています。 分かるようなものにして欲しいし、疑問に答え からといっても理解できない。だから、 知的障がいのある人にとっては、 なれません。 見人は国家公務員に、被保佐人は地方公務員に れは何とかして欲しいですね。 身近な例ですが、後見人であることを証明する いけません。 局でしかとることができない。 証明書が東京または県庁所在地の法 まずは欠格条項の問題です という問題ではないのです。 もう一つは、 これらは早急に直 選挙のあり方です。 していかないと 振り仮名をふ l かも郵便で Ą 誰もが 読める 後

北側 法律上、選挙権が行使できる、というだと思います。これから残された課題に、とだと思います。これから残された課題に、とだと思います。これから残された課題に、けではなく、実際に十分行使できる、というだ